

取引条件改善に向けた対策の進捗状況

平成29年6月

中小企業庁

1. 自主行動計画の策定

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた『**自主行動計画**』の**策定と着実な実行を要請**。
- 自動車業界をはじめとして、**8業種21団体**が計画を策定し、3月までに公表済み。

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（9団体連名で策定）	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維（2団体連名で策定）	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA） 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ） 日本電機工業会（JEMA）
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業	全日本トラック協会
建設業	日本建設業連合会

2. 今後のフォローアップ体制

- 今後、発注側の大企業、下請側の中小企業の両方に対してきめ細やかな調査を実施し、サプライチェーン全体にわたる「適正取引」や「付加価値向上」の浸透・徹底を図る。

項目	今後の対応
(1)自主行動計画のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none">✓ 中小企業庁の定める『フォローアップ指針』を踏まえ、<u>各団体がフォローアップ調査</u>を実施。調査結果を踏まえ、<u>個社の取組の改善</u>や<u>自主行動計画の見直し</u>を実施。
(2)大規模な調査の実施	<ul style="list-style-type: none">✓ 昨年12月の関係法令の運用強化を踏まえた改善状況について、<u>親事業者数千社</u>及び<u>下請事業者数万社</u>に対する大規模な調査を実施。（平成30年1月頃実施予定）✓ <u>現金払い比率、手形サイト</u>等について、対策前と比較して<u>改善状況を確認</u>。また、<u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u>など、新規項目も<u>調査対象に追加</u>。
(3)下請Gメンによる訪問調査	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>全国に80名規模の取引調査員（下請Gメン）</u>を配置し、<u>年間2,000件以上</u>の下請企業ヒアリング実施。✓ 下請Gメンによるヒアリングで<u>問題事案を把握した場合</u>には、<u>必要に応じ個社又は業界団体にフィードバック</u>し、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請。

3. 自主行動計画のフォローアップ指針について

- 中小企業庁において、各業界で策定された自主行動計画の『フォローアップ指針』を作成。
- 各団体において、本指針を参考に、それぞれの計画の内容に合わせて調査事項を調整した上で、フォローアップ調査を実施。

項目	主な調査事項
I. 基礎情報	回答する企業の取引階層、資本金 等
II. 重要改善指標（プロセス）	社内への浸透度、原価低減要請の方法、労務費上昇の考慮、型保管のルール・マニュアル化、支払制度についての改善 等
III. 重要改善指標（結果、取引条件）	合理的な価格決定（原価低減の合理性、転嫁の状況等）、型管理の適正化、現金払い比率や手形サイト 等
IV. その他	サプライチェーン全体での取組の好事例（取引適正化、付加価値向上） 等

○調査実施時期：平成29年9～10月

○調査結果：各策定団体において結果をとりまとめ、経産省等に報告。中企庁においてこれらを取りまとめ、平成29年内に公表予定。

○PDCAサイクル：平成30年1月以降、調査結果を踏まえ、個社の取組の改善や自主行動計画の見直し等を行っていただく。

4. 下請企業ヒアリングの実施概要

本年4月から、下請Gメン（取引調査員）を80名規模で配置して、全国の下請企業を訪問し、下請企業ヒアリングを本格的に実施中。

1. 業種

業種	件数	割合
自動車	234件	32.2%
電気・機械	160件	22.0%
その他製造業	269件	37.1%
非製造業	63件	8.7%
合計	※726件	100.0%

※5月末までの合計件数
(1～3月の先行実施分302件を含む)

2. 取引の階層

ティア	件数	割合
一次下請	365件	50.3%
二次下請	256件	35.3%
三次下請	65件	9.0%
四次下請以下	29件	4.0%
その他	11件	1.5%

3. 資本金

資本金	件数	割合
1億円以上	41件	5.6%
5000万円～1億円	132件	18.2%
1000万円～5000万円	329件	45.3%
1000万円以下	224件	30.9%

4. 下請ヒアリング①（原価低減関係）

原価低減要請そのものは引き続きあるが、一律の低減要請、口頭での低減要請であったものが、書面で根拠を示すようになるなど改善する動きも見られる。

- ① このところ一律数%の原価低減の要請が来ていない。【一部】
- ② 親事業者からの原価低減については、これまで口頭での発注総額の一定比率の原価低減方式から、個別品目ごとに書面で根拠を提示されるようになった。
- ③ 相変わらず、（一律の）原価低減要請が来ている。

4. 下請ヒアリング②（支払関係）

自動車や自動車部品産業を中心に、メーカーや大手部品メーカー（ティア1）の一部で、100%現金払いの動きが見られるが、現時点ではティア2以降にまで現金払いが広く浸透するまでには至っていない。

- ①自動車産業を中心に現金払いになったとの声が聞かれるようになった。【多数】
- ②我が社はティア4であるが、今春以降、手形支払いが現金化された。
- ③ティア2の我が社には、依然として現金払いの話は来ていない。
- ④「手形支払いをやめ、現金払いとする代わりに数%割り引く」との話があった。

4. 下請ヒアリング③（型、その他）

型の保管に関して、一部に改善の動きがある。また、保管以外に関わる困りごとの声も依然として多い。さらに、依然として親事業者の不合理な行為が見られる。

- ①型の保管費用の支払い、型の廃棄に向けた親事業者の動きが出てきた。【一部】
- ②親事業者からの金型製作費の支払いが24回払いとされている。これにかかる材料等の支払いは翌月なので、下請事業者の負担が重い。
- ③流通業者から求められて卸売業者が負担すべきセンターフィーを、製品を製造する下請事業者にも負担させられて、困っている。／物流コストの低下や効率化などの効果もないのに、高率なセンターフィーを負担させられる。
※「センターフィー」とは、小売業者が運営している物流センターに商品を納入している卸売業者又は製造業者に対して、小売業者から、物流センターの利用料等の名目で要請される費用である。卸売業者や製造業者は近くの配送センターに配送するだけで良いので配送料が安くなるメリットがあるが、実際には、合理的な負担を越える額の要請がされている事案もある。
- ④不良品が発生した場合に、取引した部品に加えて、取引先が加工した分まで請求された。

【参考】働き方改革について①

- 短納期発注等の中小企業の働き方改革に支障をきたすような行為については、下請代金法運用基準や通報制度において対策を講じている。
- 発注事業者側の働き方改革によって下請事業者にしわ寄せがきていないか、今後、必要に応じ、下請ヒアリングを通じて実態を確認する予定。

下請代金法運用基準

※平成28年12月14日付 公正取引委員会事務総長通達において以下の事例を追加。

5-7 短納期発注による買いたたき

(2) 親事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している下請事業者に対し、**見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常に対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。**

通報制度

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、下請事業者保護のための通報制度※を拡充し、長時間労働（労働基準法第32条等の違反）の背景に、親事業者による下請代金法第4条違反のおそれのある事案等についても、通報制度の対象とした。

※労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第24条（賃金の支払）等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請法第4条違反のおそれのある事案（「下請たたき」のおそれのある事案）を把握した場合に、**厚生労働省から公正取引委員会又は経済産業省に当該事案を通報する制度。**

【参考】働き方改革について②

○働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）抜粋

3. 賃金引上げと労働生産性向上

（1）企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、**50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した**。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、**現金払いを原則**とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、**下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定**した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた**自主行動計画に基づく取組の着実な実施**を求めていく。このフォローアップのため、**全国に配置する下請けGメン（取引調査員）による年間2,000件以上のヒアリング調査**などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

（取引条件改善など業種ごとの取組の推進）

自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、ITの活用等による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。**特にトラック運送事業においては**、事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の**実証事業を踏まえてガイドラインを策定する**とともに、関係省庁と連携して、①**下請取引の改善等取引条件を適正化する措置**、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③**荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策**を実施する。